

平成 20 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名	株式会社 幸 楽 苑
代表者の役職名	取締役会長兼社長 新 井 田 傳
(東証第一部	コード番号 <u>7 5 5 4</u>)
問 い 合 わ せ 先	取 締 役
	社 長 室 長 室 井 一 訓
T E L	0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
	http://www.kourakuen.co.jp/

会社の支配に対する基本方針及び

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

当社は、本日、開催された当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 127 条をご参照下さい。以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を改訂するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」といいます。なお大規模買付行為の定義に関しましては後記Ⅲ． 2．をご覧ください。）を以下のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

会社の支配に対する基本方針及び本対応策は、本年 6 月 20 日に開催される定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）にお諮りする予定であり、本定時株主総会でご承認が得られることを条件に発効することとします。また本対応策の対抗措置の一つとして採用を想定しております新株予約権の無償割当に関する規定を定款に設けるべく、本定時株主総会において同時にお諮りする予定です。

本対応策を決定した当社取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、いずれの監査役も、本対応策の具体的運用が適正におこなわれることを条件として、本対応策に賛成する旨の意見を述べました。

なお、本日現在、特定の第三者より当社取締役会に対して大規模買付行為に関する提案（以下、「大規模買付提案」といいます。）を受けている事実はありませんことを申し添えます。

I. 会社の支配に関する基本方針

当社は昭和 29 年の創業以来、個々人で嗜好が分かれるため全国展開は難しいと考えられていたラーメンを、誰にでも親しめる日常食の「ラーメン」ととらえることでチェーンストア化を図った結果、全国 28 都道府県に 401 店舗出店し、平成 19 年 2 月の京都工場の新設で、グループ 1,000 店舗体制を供給面で確保すると同時に関西以西への足場を築きました。このように当社が成長してこられたのも、数多くの株主の皆様方、投資家の方々、お客様、お取引先、従業員等々のご支援の賜物であると感謝するとともに、今後も成長を持続させることで皆様方との共栄を祈念するものです。当社が皆様方からこれまでのご支援を頂けたのも、当社の経営理念・当社の企業価値・当社が目指して来た皆様方との関係構築が皆様方に評価・賛同頂けたから、と考えております。（当社の経営理念・当社の企業価値の源泉等に関しましては、後記Ⅱ. 1. をご覧参照下さい。）

当社のこの様な来歴を鑑み、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならない、と考えます。

II. 会社の支配に関する基本方針の現実に資する取組み

当社では、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、以下の様な取組みを実施しております。

1. 当社における企業価値・株主共同の利益の向上の取組みについて

(1) 当社の経営理念及び当社の企業価値の源泉について

当社グループの経営理念は、

- ① より多くの人々の、よりふだんの食の場面に、よりおいしい味で、より低い価格の商品を、より速いスピードで提供することに私達は喜びを持つ。
- ② 働く人達が、やりがいと生涯設計の持てる会社にしよう。

であり、チェーンストア経営を図ることにより、「大多数の国民が毎日楽しめる食の場面において（大衆市場）、低価格（大衆価格）で提供する」ことを、日々の事業活動におきましてその実現を目指しております。

当社グループは創業以来、「地域性」や「個性重視」が障壁となり、画一的な味と価格を売り物とする「ラーメン」のチェーン化が難しいと言われて続けてきたラーメン業界にあって、「ラーメン」という最もベーシックですっかり日本の社会に溶け込み老若男女を問わず人気がある食べ物を手掛け、しかも手軽な料金で食事が楽しめるよう「お客様の立場」に立った価格設定（大衆価格）で商品を提供し、チェーンストアとして、出店エリアを拡大するとともに、ドミナント化（特定地域に集中出店）を推進してまいりました。この結果、平成 20 年 3 月末日現在当社グループが事業を展開している地域は全国 28 都府県、総店舗数は 401 店舗となり、都府県別の店舗数は、主な地域として、福島県 51 店舗、埼玉県 36 店舗、千葉県 34 店舗、宮城県 31 店舗、愛知県 30 店舗となりました。

外食産業におけるチェーン展開の原理・原則は、自社工場による製造直販業を構築し、多店舗展開することによって、製造コストの低減と同業他社との商品の差別化を図り、低価格でも利益がでる仕組みを作り、競争力を拡大することにあります。当社グループは、

製造直販業にこだわり、現在福島県郡山市、神奈川県小田原市及び京都府京田辺市に製造工場を有し、1,000店舗を賄える体制を構築しております。また、「安全、安心」な食品を提供するために、法定の食品衛生検査に加え、HACCPの考え方を基本とした衛生管理を徹底しております。さらに、小田原工場においては、品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO9001」の認証を取得しております。

さらに、当社グループは多店舗展開を推進するにあたり直営店を基本（平成20年3月末日現在：直営店 376店舗・フランチャイズ加盟店 25店舗、合計 401店舗）としております。直営店を基本としてきた理由は、QSC（品質・サービス・清潔さ）のレベルを全店ベースで維持・管理するとともに、店舗のスクラップ・アンド・ビルドや業態転換を機動的に実施できることによるものであり、経営の根幹である「人事権」と「資産の移動権」を行使し、環境の変化に迅速に対応できる体制を構築しており、自らの投資と自ら育てた人材で、多店舗展開を推進しております。また、平成6年4月より大卒等の定期採用を開始し、1期生から今春入社した15期生の総数は700名を超え、社員総数の約7割を占め、正社員の平均年齢が30歳という若さを誇っております。さらに、労働力の確保・女性の社会進出の一環として、パートナー（パート・アルバイト）からの正社員登用・女性店長の育成を積極的に実施し、店舗でのサービスやオペレーションの向上に努めております。

外食産業は、ファミリーレストラン、ハンバーガー、回転寿司、居酒屋等々の業種に細分化されますが、いずれの業種も大手企業数社で寡占化されている状況にあります。その中であって、市場規模7,000億円・店舗数2～3万店舗と推定されるラーメン業界は、業界売上高の約8割が個人店経営で占められていると言われております。「地域性」や「個性重視」と言われているラーメン業界において、「らーめん」の商品特性を十分に把握し、チェーンストアの仕組みを構築した当社グループにとって、この優位性は揺るがないものと考えております。

今後とも、当社グループは、出店エリアの拡大とドミナント化を積極的に推し進め、グループ1,000店舗体制に向けた店舗展開を推進するとともに、コミッサリー（食品加工工場）での大量生産システムをさらに強化し、価格競争力のある製造直販業として、効率的な経営体制の確立に取り組むとともに、今後ともお客様の立場で、より高品質で低価格な商品を良質なサービスにより提供し、顧客満足度の高い、魅力ある企業として邁進し、企業価値を増大させるための経営効率を高めてまいります。

（2）企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

当社グループは、当社の企業価値の源泉をさらに高めるため、平成20年4月23日に平成21年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定・発表し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。

この中期経営計画の経営方針は、

① チェーンストア経営を目指し、直営店を基本とした多店舗展開を推進する。

中期目標として2年以内に500店舗、長期目標として10年以内に1,000店舗達成を目指す。

② 集中出店によりドミナント・エリアを確立する。

新たな出店形態の開発を強化し、さらにドミナント・エリアを確立してまいります。

③ ニーズに合った商品を提供する。

出店エリアや出店形態に合わせた商品を開発してまいります。

④ 内製化比率を向上させ、原価低減をはかる。

自社製造工場の稼働率向上と自社内加工製品の拡充

⑤ 人材確保・育成システムの充実を図る。

グループ 1,000 店舗体制に向け、労働力の確保・女性の社会進出の一環として、パートナーからの正社員登用・女性店長の育成を積極的に実施するとともに、キャリア・キープ制度（女性社員の出産・育児後の職場復帰制度）等の導入を図り、労働環境を改善し、人材の確保に努めてまいります。

また、長期数値目標値として、

- | | |
|----------------|-------|
| ・ 経常利益率 | 10% |
| ・ 投下資本利益率（ROI） | 20%以上 |
| ・ 自己資本利益率（ROE） | 10%以上 |

を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。また、このような施策をより機動的かつ効率的に推し進めていくことにより、社会のインフラ企業（『幸楽苑があって良かった』、『幸楽苑がないと困る』）として認められることが、当社グループの企業価値の源泉をさらに高め、ひいては株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの利益につながると確信しております。

Ⅲ. 本対応策の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み）

1. 本対応策導入の目的

当社の株式の在り方について、当社は、株主とは株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従いまして、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも散見します。

当社といたしましては、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための仕組みが必要であると考えます。

当社は株主の皆様が下記 2. に定義します大規模買付者による大規模買付行為に応ずるか否かを適切にご判断いただく上において、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の当該大規模買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが重要だと考えています。

このため、当社取締役会は大規模買付行為に際して、株主の皆様を買付に応じるか否かを適切に判断していただけるように、大規模買付者が遵守すべきルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）と当該大規模買付行為に対する当社取締役会の対応を本対応策として定めることと致しました。

2. 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の保有割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買い増し行為（いずれについても買付、買い増しの方法の如何は問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます。）

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（注3を参照ください。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）を言います。

注2：保有割合とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

但し、本対応策では保有割合を算出する上で除数となる総株数は当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様が開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものです。大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）の提出を求めます。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、情報提出依頼項目の主要なものは以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財産内容等を含む。）
- ②大規模買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む。）
- ③大規模買付の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- ④大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容）

⑤大規模買付行為により当社及び当社のステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容

⑥大規模買付者が当社取締役会に提案する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑦大規模買付の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお当初提出いただいた情報を精査した結果、当該大規模買付提案の内容・効果を、株主の皆様及び当社取締役会が理解する上で不十分と認められる場合には当社取締役会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示します。また、当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会の当該大規模買付提案への評価内容等は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内（対価を現金(円貨)のみとする買付の場合）又は90日以内（その他の対価の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は後記5.（1）に記載する独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉する事も想定されますし、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為に対する下記（2）のケースの様な対抗措置は講じません。

仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であった場合も、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案の提示を行うことも想定されますが、株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身にご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合とは、具体的には以下の①から③の類型に該当するケースです。

①下記に掲げる行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合

a 株式を買い占め、その株式につき当社又は当社関係者に対して高値で買取を要求す

る行為

b 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な資産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者、その他等に移譲させる目的で行われる行為

c 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

d 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

②強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

③買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買付である場合

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。

なお、当社取締役会が具体的な対抗措置の一つとして株主の皆様へ新株予約権の無償割当を行う場合の新株予約権の概要は別紙2に記載のとおりです。

5. 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続き

（1）独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたします。（独立委員会規程の概要につきましては別紙3に記載のとおりです。）独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外監査役、又は社外有識者等から選任します。当初の独立委員会の委員候補者は別紙4のとおりです。

（2）対抗措置発動の手続

前記4.（1）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

一方、前記4.（2）に記載のとおり対抗措置をとる場合、並びに前記4.（2）但し書きの記載に基づき例外的に対抗措置をとる場合には、その合理性・客観性を担保するために、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問するものとします。独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の発動の是非について

前記3. (3)の取締役評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を独立委員会の勧告内容と併せて株主の皆様へ速やかに開示いたします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(2)に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、無償割当の中止、又は無償割当後においては、当該新株予約権を当社が無償取得することより対抗措置の停止を行うことができるものとします。(なお、上記のとおり、当該新株予約権を当社が無償取得した場合、当社は、同新株予約権を速やかに消却致すこととします。)

このような対抗措置の停止または変更を行う場合は、速やかに開示を行います。

6. 本対応策が株主及び投資家の皆様にご与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様にご与える影響

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報を提供し、株主の皆様へ当社取締役会が提示する代替案等を検討する機会を留保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断していただくことが可能となります。大規模買付ルールは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及び本対応策に基づく当社の開示情報にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として前記4. のとおり対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを選択した場合、適用ある法令、当社が上場する東京証券取引所の上場規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて無償で新株予約権の割当を受けることとなります。その後当社が新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領する為に格別の不利益は発生しません。但し、割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を

行っている株券の株主を除きます。) に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引換えに当社株式を受領されることに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行の中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、及び当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化は生じませんが、上記のような場合に、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買等を株主又は投資家の皆様が行うと、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当がなされる場合には、割当期日における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の有償取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込など等の手続きは必要となりません。

名義書換未了の株主の皆様が、新株予約権の割当を受けるためには、新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります（但し、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については名義書換は不要です。）。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を実施する際に、法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則に基づき別途お知らせします。

(4) 新株予約権の譲渡制限

対抗措置として、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権に譲渡制限を付すことを想定している為、新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認が必要になりますが、当社取締役会は大規模買付者による譲渡及び大規模買付者に対する譲渡以外は原則として譲渡を認める方針である為、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。

7. 本対応策の適用開始、有効期限、継続及び廃止

本対応策は、平成20年5月13日に開催された当社取締役会において、本年6月20日の本定時株主総会で承認されることを条件に発効することとして、決議いたしました。本定時株主総会において、出席株主の皆様が議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本対応策の有効期間は、1年間（平成21年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）といたします。以降、本対応策の継続（一部修正した上での継続を含みます。）に関しましては、次年度の定時株主総会の承認を経ることといたします。

当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、又はこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で本対応策を修正又は変更する場合がございます。

また、本対応策はその有効期間中であっても、株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で、本対応策は廃止されるものとします。

当社は本対応策の継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様にお

知らせします。

8. 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

前記 I. に定めました会社の支配に関する基本方針の要旨は、当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと言うものです。

本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態理解をしているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか、等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

従いまして、本対応策は会社の支配に関する基本方針に十分沿うものと判断いたします。

(2) 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しておりますため、本対応策が株主の皆様の共同の利益を損なうことはないものと判断しております。

(3) 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入自体することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続又は廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

以上により、本対応策が当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっているものと判断いたします。

(4) その他

平成 20 年 3 月末日現在において、当社関係者（役員及びその関係者等）により当社の発行済株式総数の 31.8%が保有されておりますが、グループ 1,000 店舗体制（現在 401 店舗）実現のため将来的には資金調達を資本市場において行う可能性があるため、当社関係者の持分比率の希薄化を想定しております。

また、平成 20 年 3 月末日現在における当社株主の状況は、別紙 1 のとおりであります。当社がチェーンストアとして出店エリアを拡大し事業を展開している地域は全国 28 都府県であり、一方当社株主の地域分布は、全国 47 都道府県に亘り広く分布しております。大規模買付行為は、当社の経営の重大な転機となり得るものであり、個人株主の皆様にとって極めて関心の高い事項です。特に、当社の株主数の 99%を占める個人株主（当社関係者を除く。）の皆様立場に立つと、必要かつ十分な情報が迅速かつ分かり易く提供されるべきであると

考えます。このような情報提供を大規模買付者に促し、かつ当社取締役会の判断を併せて提示することで、株主の皆様にご当該大規模買付行為を適正に評価いただき、各々の株主の皆様にご得心のいく結論を下していただけるものと判断いたします。

以 上

(別紙1)

当社株主の状況 (平成20年3月末日現在)

1. 発行可能株式数 40,000,000株
2. 発行済株式の総数 16,268,441株
3. 株主数 19,987名
4. 1単元の株式数 100株
5. 大株主の状況

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
新井田 傳	3,625	22.28
有限会社エヌテイ商事	1,306	8.02
日東富士製粉株式会社	445	2.74
株式会社東邦銀行	321	1.97
幸楽苑従業員持株会	292	1.79
株式会社大東銀行	266	1.64
株式会社みずほ銀行	150	0.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	141	0.87
岡田 甲子男	130	0.79
星 雄彦	120	0.73

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

64,800株

6. 所有者別状況

所有者区分	株主数 (人)	株主数の 割合(%)	所有株式数 (株)	所有株式数 の割合(%)
政府及び地方公共団体	—	—	—	—
金融機関	銀行	4	805,109	4.95
	信託銀行	19	713,551	4.39
	生命保険会社	5	154,299	0.95
	損害保険会社	1	75,289	0.46
	その他金融機関	1	500	0.00
小計	30	0.17	1,748,748	10.75
証券会社	19	0.10	23,458	0.15
その他の法人	108	0.54	2,317,158	14.24
外国法人等	34	0.17	61,779	0.38
(うち個人以外)	29	0.14	61,279	0.38
(うち個人)	5	0.03	500	0.00
個人その他	19,794	99.02	12,102,294	74.39
自己名義株式	1	0.00	13,659	0.08
証券保管振替機構名義	1	0.00	1,345	0.01
合計	19,987	100.00	16,268,441	100.00

以上

(別紙2)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会が定める割当期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（但し、当社の保有する当社株式を除く。）1株につき新株予約権1個以上の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者に属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き換えに本新株予約権1個につき当社の普通株式又は金銭等を交付することができる。新株予約権の取得の対価として交付する財産については、新株予約権者が、大規模買付者に属する者であるか否かにより差異を設けることがあるものとする。

また、当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

8. 新株予約権の行使期間等

本新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

(別紙3)

独立委員会規程の概要

1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成

- (1) 独立委員会の構成員数は、3名以上とする
- (2) 委員の選定にあたっては、当社の業務遂行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者等から選任するものとする。
- (3) 委員の選定に当たっては、当社の大株主（その役職員を含む。）・当社グループ会社の役職員である者または役職員であった者・当社の取引先（その役職員を含む。）・当社と既に顧問契約等を締結している者（法人の場合はその役職員）は除外するものとする。
- (4) 社外有識者を委員とする場合には、当社に対する善管注意義務等を定めた契約を当社との間で締結するものとする。

3. 任期

各委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会の終了時までとし、各委員の再任はこれを妨げない。

4. 役割

- (1) 独立委員会は、「当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策」（本対応策）に基づく内容に関し当社取締役会から諮問のある事項について、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い勧告内容を協議し、その理由を付して取締役会に勧告するものとする。
独立委員会は、本対応策に定める大規模買付者に提供を求める大規模買付情報に関し、当該勧告を行うのに情報が不十分であると判断する場合には、当社取締役会を経由して、大規模買付者に対し追加情報の提供を求めることができるものとする。
- (2) 独立委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他外部の専門家に対して検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

5. 招集

独立委員会は、これを当社取締役会が招集する。なお、独立委員会の各委員は取締役会による招集とは別に、独立委員会を招集することができるものとする。その場合、独立委員会の招集を掛けた委員は、独立委員会を開催する旨を当社取締役に事前に連絡するものとする。

6. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙4)

独立委員会委員候補者の氏名および略歴

本対応方針導入当初の独立委員会の委員は、以下の当社社外監査役3名を予定しております。

八 島 彬 乃 氏

昭和 35 年 4 月	大和運輸株式会社（現ヤマト運輸株式会社）入社
平成 4 年 6 月	同社 取締役東北支社長
平成 9 年 6 月	ヤマトホームサービス株式会社 代表取締役
平成 10 年 6 月	当社 監査役（現任）

林 平 蔵 氏

昭和 30 年 4 月	日野自動車工業株式会社入社
昭和 48 年 10 月	会津乗合自動車株式会社入社
昭和 54 年 5 月	福島日野自動車株式会社入社
昭和 57 年 5 月	同社 代表取締役
平成 11 年 5 月	同社 取締役会長
平成 13 年 5 月	同社 相談役
平成 14 年 5 月	同社 顧問
平成 14 年 6 月	当社 監査役（現任）

遠 藤 大 助 氏

平成 3 年 10 月	司法試験合格
平成 6 年 4 月	福島県弁護士会登録
平成 6 年 4 月	遠藤大助法律事務所 開設 所長（現任）
平成 18 年 6 月	当社 監査役（現任）

以 上